

収入基準（月収額の計算例）

■ 月収額の計算例 ①（給与所得者が2人の場合）

給与所得者記入欄

年間総収入金額		年間総収入金額	
(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円	(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円
大阪太郎	3 8 5 0 0 0 0	大阪はるか	1 0 8 0 0 0 0

年間給与と所得金額の計算方法

年間総収入金額	年間給与と所得金額	年間給与と所得金額
㉗ 651,000円未満	年間給与と所得 = 0	
㉘ 651,000円以上 1,900,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円	-最高10万円※
㉙ 1,900,000円以上 3,600,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの10円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	-10万円
㉚ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	A × 0.7 - 80,000円	
㉛ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	A × 0.8 - 440,000円	
㉜ 8,500,000円以上	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
㉝ 8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円	

大阪はるか
1,080,000円 - 650,000円 = 430,000円
= 330,000円

大阪太郎
3,850,000円 ÷ 4000 = 962.5円
(1円未満切り捨て)
962円 × 4000 × 0.8 - 440,000円 = 2,538,400円

※10万円未満のときはその金額

㉙の年間給与と所得金額	+	㉚の年間給与と所得金額
2 5 3 8 4 0 0	+	3 3 0 0 0 0

控除	① 同居及び扶養親族控除	② 老人控除対象配偶者控除	③ 老人扶養控除	④ 扶養親族控除	⑤ 障がい者控除	⑥ 特別障がい者控除	⑦ 寡婦控除	⑧ ひとり親控除
	[同居しようとする親族（申込者本人を除く）及び遠隔地扶養親族] 38万円 × 3人 = 114万円	[同一生計配偶者で70歳以上の方] [扶養親族で70歳以上の方] 10万円 × 1人 = 10万円	[扶養親族（配偶者を除く）が16歳以上23歳未満の方] 25万円 × 1人 = 25万円	[障がい者がある場合] 27万円 × 1人 = 27万円	[特別障がい者がある場合] 40万円 × 1人 = 40万円	[寡婦であって所得のある方] 最高27万円 × 1人 = 27万円 (計算後の所得額が27万円未満のときはその額)	[ひとり親であって所得のある方] 最高35万円 × 1人 = 35万円 (計算後の所得額が35万円未満のときはその額)	

妻・長女・長男
(本人は除く)

長男(高校生・16歳)

長男(身体障がい者4級)

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳が1級又は2級の方か、療育手帳の総合判定がAの方若しくは精神障がい者保健福祉手帳が1級の方をいいます。

例
大阪太郎さん
の場合

- 本人(59歳)(大阪太郎さん) 年間総収入金額 3,850,000円(会社員)
- 妻(55歳)(大阪花子さん) 年間総収入金額 0円(無職)
- 長女(25歳)(大阪はるかさん) 年間総収入金額 1,080,000円(会社員)
- 長男(16歳)(大阪一郎さん) 年間総収入金額 0円(高校生)

年金所得者記入欄

年間総収入金額		年間総収入金額		年間所得金額	
(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円	(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円	(なまえ)	百 十 万 千 百 十 円
大阪太郎	3 8 5 0 0 0 0	大阪はるか	1 0 8 0 0 0 0	大阪一郎	0 0 0 0 0 0 0

年間年金所得金額の計算方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額
65歳以上の方	㉗ 110万円以下	年間年金所得 = 0	64歳以下の方	㉗ 60万円以下	年間年金所得 = 0
	㉘ 110万円を超え330万円未満	(A) - 110万円		㉘ 60万円を超え130万円未満	(A) - 60万円
	㉙ 330万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円		㉙ 130万円を超え410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	㉚ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円		㉚ 410万円を超え770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	㉛ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円		㉛ 770万円を超え1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円

※その他の所得はこのままです。

※10万円未満のときはその金額

※10万円未満のときはその金額

㉙の年間年金所得金額	+	㉚の年間年金所得金額	+	㉛の年間所得金額
0	+	0	+	0

㉙～㉛を合計します。

2 8 6 8 4 0 0
申込世帯全員の年間総所得金額

1 6 6 0 0 0 0
申込世帯全員の年間総所得金額から左の表の①の控除額及び該当する②～⑧の特別控除額を差し引きしましょう。

1 2 0 8 4 0 0 ÷ 12 = 1 0 0 7 0 0
申込世帯の月収額

申込世帯の月収額が、次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。この収入基準にあてはまらないときは、申込むことができません。

申込世帯の計算後の月収額
158,000円以下の方 ※16ページに記載している「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申込むことができます。